

富士箱根伊豆国立公園

(伊豆半島地域)

公園計画書

平成 27 年 7 月 17 日

環 境 省

目次

1	基本方針	1
2	規制計画	3
	(1) 保護規制計画及び関連事項	3
	ア 特別地域	3
	(ア) 特別保護地区	5
	(イ) 第1種特別地域	7
	(ウ) 第2種特別地域	9
	(エ) 第3種特別地域	14
	イ 関連事項	19
	(ア) 採取等規制植物	19
	(イ) 普通地域	23
	(ウ) 指定湖沼	27
	ウ 面積内訳	29
3	事業計画	31
	(1) 施設計画	31
	ア 利用施設計画	31
	(ア) 集団施設地区	31
	(イ) 単独施設	35
	(ウ) 道路	45
	a 車道	45
	b 歩道	47
	(エ) 運輸施設	49
4	参考事項	51
	(1) 過去の経緯	51

1 基本方針

富士箱根伊豆国立公園伊豆半島地域は、昭和30年3月15日に当時の富士箱根国立公園に編入され、現在に至っている。

本地域は、伊豆半島の海岸線一帯の大部分及び山稜部の一部が公園に指定されており、また、首都圏からも比較的近いこともあり、指定後60年を経過する間に農山漁村の生活、生産の場としての集落化の進行等により景観の質が変化する一方、道路の新設、改良による利用動線の変更等、公園利用形態にも変化が生じている。

このため、今回これらの社会的条件の変化に対応して、適正な保護及び利用を図るため公園計画の点検を実施し、土地利用現況との整合を図るため、以下の方針により公園計画を定める。

(1) 規制計画

ア. 保護規制計画

(ア) 特別保護地区

特別保護地区は本地域において稀少となった原生林及び暖帯性植物群落を有する地区で、今後とも厳正に景観の保護を図っていくことが必要な地区とする。

(イ) 第1種特別地域

第1種特別地域は、本地域の景観の主体をなす地域で、自然景観を極力保護することが必要な地域とし、海蝕崖及びすぐれた自然植生等の残っている地域とする。

(ウ) 第2種特別地域

第2種特別地域は、良好な自然状態を保持している地域で、農林漁業との調和を図りつつ、極力自然景観の保護に努めることが必要な地域及び主要な利用地域周辺の地域とする。

(エ) 第3種特別地域

第3種特別地域は、本地域の景観を全体として維持するために必要な地域及び公園利用を図る上で必要な地域のうち、農林漁業等との調整を十分配慮することが必要な地域とする。

(オ) 普通地域

普通地域は、漁村集落地、農耕地等で特別地域の資質は失っているものの、一体的に風景の保護を図ることが必要な地域とする。

(2) 事業計画

ア. 施設計画

(ア) 利用施設計画

本地域の主たる利用形態は、興味地点を自動車交通により結ぶ道路公園的利用であり、ほぼ全域に亘って湧出する数多くの温泉での保養と、そこを利用拠点としての自然探勝、散歩、釣、海水浴等及びこれらの利用拠点間の移動手段としてのドライブなどが中心となっている。

a. 集団施設地区

湊集団施設地区は、伊豆半島の南端近くに位置し、気候は年間を通じて温暖で、太平洋に面した延長約1kmの弓ヶ浜を中心とする帯状の地域である。本地区の背後には小さな集落があるものの、周辺にはシイ、カシ等の広葉樹林が広がっている。この恵まれた環境を活かし、伊豆半島南部の自然探勝や海水浴等の海の自然とのふれあいの場とするとともに、主に、国民休暇村として快適な宿泊拠点となるよう施設を計画し、展望施設及び休憩所等の整備を図るとともに、弓ヶ浜を海水浴場として整備を図る。

b. 単独施設

単独施設については、本地域の特色である山稜部と海岸線の展望及び休憩のための園地のほか、野営場等自然探勝の利用に資する施設について、実態に応じて適正に配置する。

c. 道路（車道）

車道については、各利用拠点の有機的な連絡を図ると共に山稜部及び海岸線の展望利用のため、既存路線を中心に計画する。

d. 道路（歩道）

歩道については、自然探勝利用の促進のため、既存の登山道・歩道等を中心として、自然の探勝利用を推進するよう計画する。

e. 運輸施設

自然探勝や展望利用を行うため、各拠点への到達路線及び到達施設として、運送施設事業を計画する。

2 規制計画

(1) 保護規制計画及び関連事項

ア 特別地域

次の区域を特別地域とする。

(表1：特別地域総括表)

県名	区 域	面積 (ha)
静岡県	沼津市 大字内浦重須、大字内浦重寺、大字内浦長浜、大字内浦三津、大字西浦足保、大字西浦江梨、大字西浦木負、大字西浦久連、大字西浦久科、大字西浦古宇、大字西浦足保、大字西浦平沢、大字井田及び大字戸田の各一部	2,306
	熱海市内 国有林伊豆森林管理署 1001林班及び1004林班から1009林班までの各一部 熱海市 大字熱海、大字上多賀及び大字下多賀の各一部	651
	伊東市 大字赤沢、大字新井、大字池、大字宇佐美、大字岡、大字荻、大字鎌田、大字川奈、大字十足、大字富戸、大字松原、大字八幡野、大字湯川及び大字吉田の各一部	4,836
	下田市 赤根島、犬走島、神子元島及びミサゴ島の全部並びに3丁目、5丁目、西本郷1丁目、大字柿崎、大字吉佐美、大字敷根、大字白浜、大字須崎、大字田牛、及び大字中の各一部	817
	伊豆市内 国有林伊豆森林管理署 29林班、30林班、54林班、77林班、78林班、81林班、89林班から93林班まで、109林班、126林班から134林班まで、181林班、182林班及び201林班の全部並びに4林班、5林班、12林班から15林班まで、53林班、79林班、80林班、94林班、95林班、99林班から106林班まで、108林班、111林班から114林班まで、116林班から125林班まで、135林班から141林班まで、146林班、147林班、152林班、153林班及び166林班から168林班までの各一部 278林班及び303林班の全部並びに251林班の一部 伊豆市 大字大沢、大字修善寺及び大字堀切の各一部 大字小土肥、大字小下田、大字土肥及び大字八木沢の各一部 大字大平柿木、大字門野原、大字上船原、大字湯ヶ島及び大字吉奈の各一部 大字上白岩、大字下白岩、大字菅引、大字徳永及び大字冷川各一部	4,778
	伊豆の国市 大字長瀬、大字葦山多田、大字浮橋、大字田原野及び大字長者原の各一部	551

県名	区 域	面積 (ha)
静岡県	賀茂郡東伊豆町内 国有林伊豆森林管理署 690林班、693林班から701林班まで、704林班、705林班、 727林班及び738林班の各一部 賀茂郡東伊豆町 大字稲取、大字大川、大字片瀬、大字白田及び大字奈良本の各一部	1,048
	賀茂郡河津町内 国有林伊豆森林管理署 632林班から639林班までの全部並びに592林班、594林班から 599林班まで、614林班、620林班、621林班、624林班、6 26林班から631林班まで及び645林班から651林班までの各一部 賀茂郡河津町 大字梨本、大字縄地、大字浜、大字見高及び大字谷津の各一部	833
	賀茂郡南伊豆町 石取根、サク根、トイ根、平根及び横根の全部並びに大字伊浜、大字入間、 大字石廊崎、大字大瀬、大字加納、大字子浦、大字下流、大字下賀茂、大 字手石、大字湊及び大字妻良の各一部	2,152
	賀茂郡松崎町 大字石部、大字岩地、大字江奈、大字雲見及び大字道部の各一部	504
	賀茂郡西伊豆町内 国有林伊豆森林管理署 405林班、418林班、422林班から424林班まで、439林班、 442林班及び457林班から459林班までの全部並びに406林班、 412林班、413林班、416林班、426林班及び431林班から4 38林班までの各一部 賀茂郡西伊豆町 大字田子及び大字仁科、大字安良里及び大字宇久須の各一部	1,393
	田方郡函南町 大字軽井沢、大字桑原、大字丹那及び大字畑の各一部	979
	これらの地域の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁の全部	
	合 計	20,848

(ア) 特別保護地区

特別地域のうち、次の区域を特別保護地区とする。

(表 2 : 特別保護地区総括表)

県名	区 域	面積 (ha)
静岡県	伊豆市内 国有林伊豆森林管理署 181林班、251林班、278林班及び303林班の各一部 伊豆市 大字菅引の一部	89
	賀茂郡東伊豆町内 国有林伊豆森林管理署 705林班、727林班および738林班の各一部	95
	合 計	184

(イ) 第1種特別地域

次の区域を第1種特別地域とする。

(表4：第1種特別地域総括表)

県名	区 域	面積 (ha)
静岡県	伊東市 大字赤沢、大字富戸及び大字八幡野の各一部	123
	伊豆市 大字菅引の一部	47
	賀茂郡東伊豆町 大字大川の一部	64
	賀茂郡南伊豆町 大字伊浜、大字入間、大字石廊崎、大字大瀬、大字子浦、大字下流、 大字手石、大字湊及び大字妻良の各一部	865
	賀茂郡松崎町 大字石部、大字岩地、大字江奈、大字雲見及び大字道部の各一部	218
	賀茂郡西伊豆町 大字田子及び大字仁科の各一部	70
	これらの地域の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁の全部	
合 計		1,387

(表5：第1種特別地域内訳表)

名 称	区 域	地区の概要	面 積 (ha)
城ヶ崎	伊東市 大字赤沢、大字富戸及び大字八幡野の各一部	先原溶岩台地の末端にあたり、通称城ヶ崎海岸と呼ばれている地区である。太平洋に流入した熔岩が風波の浸食を受けて、出入りの多い海岸線を形成しており、柱状節理や熔岩トンネルが見られるなど地質的にも興味地点が多い。海岸線に沿ってヒメユズリハやヤマモモの群落が多い。	123
遠笠山	伊東市 大字菅引の一部 賀茂郡東伊豆町 大字大川の一部	天城山の側火山のうち最も優美な遠笠山(1,197m)一帯で、富士山及び伊豆七島の良好な展望地である。植生は、アセビ、ヒメシヤラ、カエデ、イヌツゲ等の天然林となっている。	111
西南伊豆岸地区	賀茂郡南伊豆町 大字石廊崎、大字入間、大字大瀬、大字妻良の各一部 大字伊浜、大字下流、大字湊及び大字大石の各一部 賀茂郡松崎町 大字石部、大字岩地、大字雲見及び大字道部の各一部	伊豆半島の最南端、石廊崎を中心とした海岸線沿いの地区で、断崖、絶壁の続くリアス式海岸となっている。伊豆半島海岸地域の核心部とも言える景観を呈している。沿岸部の全面は、イソギク、ハチジョウウススキ群落となっている。後背地は、シイカシ萌芽林やウバメガシ、トベラ群落となっている。	1,081
西伊豆海岸地区	賀茂郡松崎町 大字江奈の一部 賀茂郡西伊豆町 大字田子及び大字仁科の各一部	堂ヶ島を中心とした地区で、複雑な海岸地形といくつかの小島からなっている。海食洞も多く、ことに堂ヶ島の天然洞は著名である。	72
合 計			1,387

(ウ) 第2種特別地域

次の区域を第2種特別地域とする。

(表6：第2種特別地域総括表)

県名	区 域	面積 (ha)
静岡県	沼津市 大字内浦重須、大字内浦重寺、大字西浦足保、大字西浦江梨、大字西浦木負、大字西浦久連、大字西浦久科、大字西浦古宇、大字西浦立保、大字西浦平沢、大字井田及び大字戸田の各一部	1,136
	熱海市 大字熱海の一部	110
	伊東市 大字赤沢、大字新井、大字池、大字川奈、大字十足、大字富戸、大字八幡野及び大字吉田の各一部	1,083
	下田市 赤根島、犬走島、神子元島及びミサゴ島の全部並びに3丁目、5丁目、西本郷1丁目、大字柿崎、大字吉佐美、大字敷根、大字白浜、大字須崎及び大字田牛の各一部	817
	伊豆市内 国有林伊豆森林管理署 93林班、182林班及び201林班の全部並びに126林班から128林班まで、166林班から168林班まで及び181林班の各一部 251林班、278林班及び303林班の各一部 伊豆市 大字大沢、大字修善寺及び大字堀切の各一部 大字小土肥、大字小下田、大字土肥及び大字八木沢の各一部 大字湯ヶ島の一部、大字菅引、大字徳永及び大字冷川の各一部	1,367
	賀茂郡東伊豆町内 国有林伊豆森林管理署 690林班、693林班から701林班まで、704林班、705林班、727林班の各一部 賀茂郡東伊豆町 大字稲取、大字大川、大字片瀬、大字白田大字奈良本の各一部	804
	賀茂郡河津町内 国有林伊豆森林管理署 632林班から639林班までの各一部 賀茂郡河津町 大字梨本、大字縄地、大字浜、大字見高及び大字谷津の各一部	493
	賀茂郡南伊豆町 石取根、サク根、トイ根、平根及び横根の全部 並びに大字伊浜、大字入間、大字石廊崎、大字大瀬、大字加納、大字子浦、大字下流、大字下賀茂、大字手石、大字湊及び大字妻良の各一部	1,287

県名	区 域	面積 (ha)
	賀茂郡松崎町 大字石部、大字岩地、大字江奈及び大字雲見の各一部	286
	賀茂郡西伊豆町 大字田子、大字仁科、大字安良里及び大字宇久須の各一部	754
	田方郡函南町 大字軽井沢、大字桑原、大字丹那及び大字畑の各一部	979
	これらの地域の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁の全部	
	合 計	9,116

(表7：第2種特別地域内訳表)

名称	区	域	地区の概要	面積 (ha)
東部山稜線	熱海市 大字熱海の一部 伊東市 大字池及び大字十足の各一部 伊豆市 大字徳永及び大字冷川の各一部 田方郡函南町 大字軽井沢、大字桑原、大字丹那及び大字畑の各一部		主に箱根峠より玄岳に至る稜線の東側の帯状の地区で富士山、駿河湾、相模湾及び相模灘方面の良好な展望地点となっている。 矢管山及び小矢管（孔の山）は、天城山の側火山の一つで特異な地形を呈しており、山腹には自然林も残されている。	1,333
伊東地区	伊東市 大字赤沢、大字新井、大字池、大字川奈、大字富戸、大字八幡野及び大字吉田の各一部 賀茂郡東伊豆町 大字大川の一部		汐吹岩の自然現象や海食景観のみられる海岸部をはじめ、アスピニコ一デ型火山である大室山や一碧湖などの景勝地がある。	959
天城湯ヶ島	伊豆市内 国有林伊豆森林管理署 93林班、182林班及び201林班の全部並びに126林班から128林班まで、166林班から168林班まで、181林班、251林班、278林班及び303林班の各一部 伊豆市 大字湯ヶ島及び大字菅引の各一部 賀茂郡東伊豆町内 国有林伊豆森林管理署 690林班、693林班から701林班まで、704林班、705林班、727林班の各一部 賀茂郡東伊豆町 大字大川の一部 賀茂郡河津町内 国有林伊豆森林管理署 632林班から639林班までの各一部 賀茂郡河津町 大字梨本の一部		伊豆半島の天城山脈一帯の地区で、ブナを主とした落葉広葉樹林となっており、新緑や紅葉が美しい。湯が島の集落付近には浄蓮の滝等の景勝地がある。	1,184

名称	区	域	地区の概要	面積 (ha)
東伊豆海岸地区	下田市 大字柿崎、大字敷根、大字白浜、大字須崎及び西本郷1丁目の各一部 賀茂郡東伊豆町 大字稲取、大字大川、大字片瀬、大字白田及び大字奈良本の各一部 賀茂郡河津町 大字梨本、大字縄地、大字浜、大字見高及び大字谷津の各一部		伊豆半島の東海岸地域で、海岸線は単調であるが、海岸沿いに、北川、大川、熱川、片瀬、今井浜など数多くの温泉地や白い砂浜の海水浴場が点在している。伊豆七島の良好な展望地である。	1,218
西南伊豆海岸地区	下田市 赤根島、犬走島、神子元島及びミサゴ島の全部並びに3丁目、5丁目、大字吉佐美及び大字田半の各一部 賀茂郡南伊豆町 石取根、サク根、トイ根、平根及び横根の全部並びに大字伊浜、大字入間、大字石廊崎、大字大瀬、大字加納、大字子浦、大字下流、大字下賀茂、大字手石、大字湊及び大字妻良の各一部 賀茂郡松崎町 大字石部、大字岩地及び大字雲見の各一部		大部分は第1種特別地域の後背地である。リアス式海岸の入り江には小集落があり、傾斜地にはママーガレット等の花卉栽培が盛んである。	1,900
西伊豆海岸地区	伊豆市 大字小下田、大字土肥及び大字八木沢の各一部 賀茂郡松崎町 大字江奈の一部 賀茂郡西伊豆町 大字田子、大字仁科、大字安良里及び大字宇久須の各一部		複雑な海岸地形のみられる地区で、田子、安良里、宇久須など、天然の良港が多い。 西伊豆海岸からの富士山の展望は特に優れている。	1,078
北西伊豆海岸地区	沼津市 大字内浦重須、大字内浦重寺、大字西浦足保、大字西浦江梨、大字西浦木負、大字西浦久連、大字西浦久科、大字西浦古宇、大字西浦立保、大字西浦平沢、大字井田及び大字戸田の各一部 伊豆市 大字小土肥の一部		西側の海岸部は切り立った海食崖となっており、御浜崎や大瀬崎には砂嘴が発達している。 海岸沿いの斜面はミカン畑となっている。 富士山の良好な展望地である。	913

名 称	区 域	地区の概要	面 積 (ha)
沼津・修善寺道路 沿線	沼津市 大字西浦足保及び大字西浦古宇の各一部 伊豆市 大字大沢、大字修善寺及び大字堀切の各一部 田方郡戸田村 大字戸田の一部	沼津市西側（古宇）と修善寺を結ぶ道路沿いの両側100m（一部片側200m）の地区で、スギ、ヒノキの人工林及びミカン畑となっている。	531
合 計			9,116

(エ) 第3種特別地域

次の区域を第3種特別地域とする。

(表8：第3種特別地域総括表)

県名	区 域	面積 (ha)
静岡県	沼津市 大字内浦重須、大字内浦長浜、大字内浦三津、大字西浦江梨、大字井田及び大字戸田の各一部	1,170
	熱海市内 国有林伊豆森林管理署 1001林班及び1004林班から1009林班までの各一部 熱海市 大字熱海、大字上多賀及び大字下多賀の各一部	541
	伊東市 大字池、大字宇佐美、大字岡、大字荻、大字鎌田、大字川奈、大字十足、大字富戸、大字松原、大字八幡野、大字湯川及び大字吉田の各一部	3,630
	伊豆市内 国有林伊豆森林管理署 29林班、30林班、54林班、77林班、78林班、81林班、89林班から92林班まで、109林班及び129林班から134林班までの全部並びに4林班、5林班、12林班から15林班まで、53林班、79林班、80林班、94林班、95林班、99林班から106林班まで、108林班、111林班から114林班まで、116林班から128林班まで、135林班から141林班まで、146林班、147林班、152林班及び153林班の各一部 伊豆市 大字修善寺の一部 大字小土肥、大字小下田、大字土肥及び大字八木沢の各一部 大字太平柿木、大字門野原、大字上船原、大字湯ヶ島及び大字吉奈の各一部 大字上白岩、大字下白岩、大字徳永及び大字冷川の各一部	3,275
	伊豆の国市 大字長瀬、大字菰山多田、大字浮橋、大字田原野及び長者原の各一部	551
	賀茂郡東伊豆町 大字大川の各一部	85
	賀茂郡河津町内 国有林伊豆森林管理署 592林班、594林班から599林班まで、614林班、620林班、621林班、624林班、626林班から639林班まで及び645林班から651林班までの各一部	340

県名	区 域	面積 (ha)
静岡県	賀茂郡西伊豆町内 国有林伊豆森林管理署 405林班、418林班、422林班から424林班まで、439林班、 442林班及び457林班から459林班までの全部並びに406林班、 412林班、413林班、416林班、426林班及び431林班から4 38林班までの各一部 西伊豆町 大字宇久須の各一部	569
これらの地域の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁の全部		
合 計		10,161

(表9：第3種特別地域内訳表)

名称	区	域	地区の概要	面積 (ha)
東部山稜線	熱海市内 国有林伊豆森林管理署 1001林班及び1004林班から1009林班までの各一部 熱海市 大字熱海、大字上多賀及び大字下多賀の各一部 伊東市 大字池、大字宇佐美、大字岡、大字鎌田、大字十足、大字松原、大字八幡野及び大字湯川の各一部 伊豆市 大字上白岩、大字下白岩、大字徳永及び大字冷川の各一部 伊豆の国市 大字葦山多田、大字浮橋、大字田原野及び大字長者原の各一部		大部分は鷹ノ巣山から遠笠山に至る稜線より両側500mの地区で、主にスギ、ヒノキ及びアカマツの人工林となっている。	
伊東地区	伊東市 大字池、大字荻、大字川奈、大字十足、大字富戸、大字八幡野及び大字吉田の各一部		先原溶岩台地にあたる地区で、多くの部分は別荘分譲地となっている。植生はクリ、コナラの二次林である。	3,885 1,971

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
天城・湯ヶ島	<p>伊東市内 国有林伊豆森林管理署 29林班、30林班、54林班、77林班、78林班81林班、89林班 から92林班まで、109林班及び129林班から134林班までの全部 並びに4林班、5林班12林班から15林班まで、53林班、79林班、 80林班94林班、95林班、99林班から106林班まで、108林班、 111林班から114林班まで、116林班から128林班まで、135 林班から141林班まで、146林班、147林班、152林班及び15 3林班の各一部 伊豆市 大字湯ヶ島の一部 賀茂郡東伊豆町 大字大川の一部 賀茂郡河津町内 国有林伊豆森林管理署 592林班、594林班から599林班まで、614林班、620林班、 621林班、624林班、626林班から639林班まで及び645林班 から651林班までの各一部 賀茂郡西伊豆町内 国有林伊豆森林管理署 405林班、418林班、422林班から424林班まで、439林班、 442林班及び457林班から459林班までの全部並びに406林班、 412林班、413林班、416林班、426林班及び431林班から4 38林班までの各一部 賀茂郡西伊豆町 大字宇久須の一部</p>	<p>天城山脈及び天城越車道沿いの国 有林を主とした地区で、人文景観の 一つとなっているわさび田が点在す る。稜線部はブナを主とし、アセビ、 イヌツゲ、シキミ等の混生する天然 林となっている。</p>	1,593
西部山稜線	<p>伊豆市 大字修善寺の一部 大字小土肥及び大字土肥の各一部 大字大平柿木、大字門野原、大字上船原及び大字吉奈の各一部</p>	<p>達磨山、伽藍山、棚場山等を中心 とした両川沿い両側500mの地区で、 一部にブナの純林やスギ、ヒノキの 人工林が点在するが、全体としては アマガササにアセビ、イヌツゲ等が 混生する植生となっている。</p>	1,457

名称	区	域	地区の概要	面積 (ha)
西伊豆地区	伊豆市 大字小下田、大字土肥及び大字八木沢の各一部		計画車道伊豆半島周回線の後背地で、帯状となった地区である。沿線の一部にシイ、カシ萌芽林やコナラの二次林が見られる他は、水田及び畑地となっている。	79
北西伊豆海岸地区	沼津市 大字内浦重須、大字内浦長浜、大字内浦三津、大字西浦江梨、大字井田及び大字戸田の各一部 伊豆市 大字小土肥の一部 田方郡戸田村 大字井田及び大字戸田の各一部		計画車道伊豆半島周回線の後背地で、一部にシイ、カシの萌芽林が見られるが、大部分はスギ、ヒノキの人工林及びコナラの二次林となっている。	746
沼津・修善寺道路沿線	沼津市 大字戸田の一部		金冠山を中心とした地区で、駿河湾及び富士山の良好な展望地である。本地区の大部分はヒノキ、スギの人工林となっている。	178
発端丈山	沼津市 大字内浦重須の一部 伊豆の国市 大字長瀬の一部		標高410mの発端丈山を中心とした地区で、内浦湾及び富士山の良好な展望地である。 本地区の大部分はスギ、ヒノキの人工林となっている。	252
	合	計		10,161

イ 関連事項

(ア) 採取等規制植物

特別地域において、採取又は損傷を規制する植物は次のとおりである。
(表10：採取等規制植物表)

科名	種名 (ミズゴケ科の植物にあっては、属名)
ミズゴケ	ミズゴケ
ヒカリゴケ	ヒカリゴケ
シオグサ	フジマリモ
マツバラシ	マツバラシ
ヒカゲノカズラ	ミズスギ、ヒメスギラン、スギラン、ナンカクラン、マンネンスギ、コスギラン、ヒモラン
イワヒバ	ヒメタチクハラマゴケ、イワヒバ
ハナヤスリ	ミヤマハナワラビ、ヒメハナワラビ (ヘビノシタ)
リュウビシタ	リュウビシタ
ゼンマイ	シロヤマゼンマイ
コケシノブ	オニコケシノブ (オオコケシノブ)、オオハイホラゴケ
イノモトソウ	ミヤマウラジロ、ユノミネシダ (カナヤマシダ)、エダウチホングウシダ、サイコクホングウシダ、ハチジョウウシダ モドキ
オシダ	オトコシダ、ナンタイシダ、ミドリカナワラビ、ハカタシダ、ナヨシダ、ミヤマノコギリシダ、イヨクジャク、ノコギリヘラシダ、コ クモウクジャク、ホウノカワシダ、ナガサキシダ、ヒロハアツイタ、ウサギシダ、アオキガハラウサギシダ、エビラシダ、トヨグチイ ノデ、オオキヨズミシダ、コガネシダ
シシガシラ	ハイコモチシダ (ジョウレンシダ)
チャセンシダ	オオタニワタリ、ヒノキシダ、イヌチャセンシダ、イヌチャセンシダ、クルマシダ、クモノスシダ
ウラボシ	スジヒトツバ、イワヒトデ、シンテンウラボシ、ヒトツバイワヒトデ、 タカノハウラボシ、ミヤマウラボシ、ナガバコウラボシ、イズクリハラシ、コウラボシ、イワオモダカ、オオクボシダ
シシラン	タキミシダ、シシラン、ナカミシシラン
ツチトリモチ	ミヤマツチトリモチ
タデ	ハルトランオ、ムカゴトラノオ、オンタデ
ナデシコ	フジナデシコ (ハマナデシコ)、シナノナデシコ、ワチガイソウ、ワダソウ、ヒゲネワチガイ、イワツメクサ
キンポウゲ	ハコネトリカブト、オオサワトリカブト、レイジンソウ、イヌハコネトリカブト、ホソバトリカブト、タカネトリカブト、イチリンソ ウ、キンザキイチリンソウ、コキクザキイチリンソウ、アズマイチゲ、レンゲショウマ、リュウキンカ (エンコウソウを含む)、ミヤ マハンショウヅル (コミヤマハンショウヅルを含む)、カザグルマ、トリガタハンショウヅル、シロバナハンショウヅル、バイカオウ レン、ミツバオウレン、セツブンソウ、ハコネシロカネソウ、シロカネソウ (ツルシロカネソウ) トウゴクサバノオ、オキナグサ、グ ンナイキンポウゲ、アカギキンポウゲ、ヒキノカサ (コキンポウゲ)、ミヤマカラマツ、ヤマシヤクヤク、ベニバナヤマシヤクヤク
スイレン	ヒツジグサ
ウマノスズクサ	ランヨウアオイ、カギガタアオイ、カントウカンアオイ (カンアオイ)、シイノミカンアオイ、アマギカンアオイ、オトメアオイ、ウ スバサイシン (サイシン)、シモダカンアオイ

科名	種名 (ミズゴケ科の植物にあつては、属名)
オトギリソウ モウセンゴケ アブラナ	フジオトギリ、コオトギリ イシモチソウ、モウセンゴケ ミヤマハタザオ、フジハタザオ
ベンケイソウ ユキノシタ	マツノハマシ、フジハタザオ、イワハタザオ ハナチダケサシ、ヒトツバシヨウマ、フジアカシヨウマ、ハチジョウシヨウマ、ハナネコノメ、ムカゴネコノメ、ウメウツギ、アマギ アマチヤ、チャルメルソウ、シラヒゲソウ、ウメバチソウ (コウメバチソウを含む)、ヤワタソウ、ヤシヤビシヤク、トガスグリ、ジ ンソウ、ダイモンジソウ (ウチワダイモンジソウを含む)、イズノシマダイモンジソウ、クロクモソウ、イワユキノシタ シモツケソウ (アカバナシモツケソウを含む)、シロバナノヘビイチゴ (モリイチゴ)、イワキンバイ、ミネザクラ (チシマザクラを含 む)、タカネイバラ、サンシヨウバラ、オヤマシモツケ、イワシモツケ
マメ フウロソウ トウダイグサ	ムラサキモメ、タイツリオオギ、イワオオギ グンナイフウロ (タカネグンナイフウロを含む)、イヨフウロ (シコクフウロ)、カイフウロ、アサマフウロ、コフウロ イワタイゲキ、タカトウダイ (フジタイゲキ)
ジンチョウゲ グミ	サクハラガンピ ハコネグミ
スミレ アカバナ	キバナノコマノツメ、エゾアオイスミレ (マルバケスミレ)、テリハタチツボスミレ、コミヤマスミレ、キスミレ、ミヤマスミレ、シ コクスミレ (ハコネスミレ)、ヒメスミレサイシン
ウコギ セリ	ヤナギラン、ヒメアカバナ ゴゼンタチバナ ウラジロウコギ
イワウメ イチヤクソウ	イワニンジン、ミシマサイコ、イブキゼリ、ミヤマニンジン、ヤマナシウマノミツバ、シラネニンジン ヒメイワカガミ、ヤマイワカガミ、イワカガミ (コイワカガミ、オオイワカガミを含む) ウメガサソウ、シヤクジョウソウ、ギンリョウソウモドキ (アキノギンリョウソウ)、ギンリョウソウ、コバノイチヤクソウ、ベニバ ナイチヤクソウ (ベニイチヤクソウ)、マルバノイチヤクソウ、ジンヨウイチヤクソウ、コイチヤクソウ
ツツジ	イワヒゲ、ドウダンツツジ、ヒロハドウダンツツジ、イワナンテン、ウスギヨウラク、ムラサキツリガネツツジ、ツガザクラ、アマギ ツツジ、ハクサンシヤクナゲ (シロバナシヤクナゲ、ネモトシヤクナゲを含む)、ミツバツツジ、レンゲツツジ (キレンゲを含む)、オ オシマツツジ、ヒカゲツツジ、キヨスミツツジ、アズマシヤクナゲ、シロヤシオ (ゴヨウツツジ)、ウンゼンツツジ、アシタカ ツツジ、トウゴクミツツツジ、サラサドウダン、ベニサラサドウダン、チチブドウダン、ハコネコメツツジ、コケモモ
サクラソウ リンドウ	クリソウ、コイワザクラ、クモイコザクラ (キヨサトコザクラ)、サクラソウ、ツマトリソウ リンドウ、ホソバリンドウ、ハルイカリ、ホソバリンドウ、ソナレセンブリ、ムラサキセンブリ、シノメソウ、 イヌセンブリ
ガガイモ アカネ	クサタチバナ ツルアリドオシ、ヒロハロンロンカ
ムラサキ クマツツラ	ムラサキ イワダレソウ
シソ ナス	カイジンドウ、アシタカジヤコウソウ、シモバシラ、ヤマジオウ アオホオズキ (タカオホオズキを含む)

科名	種名 (ミズゴケ科の植物にあっては、属名)
ゴマノハグサ	ハチジョウウコゴメグサ、イズゴゴメグサ、ヤマウツボ (ケヤマウツボを含む)、ハンカイシオガマ、トモエシオガマ、ヒメトラノオ、ヤマトラノオ、クガイソウ
イワタバコ	イワタバコ、シシラン
ハマウツボ	オニク、オカウツボ、キヨスミウツボ
タヌキモ	ミミカキグサ、フサタヌキモ、ヒメタヌキモ、ホザキノミミカキグサ、ムラサキミミカキグサ
スイカズラ	ベニバナツクバネウツギ、コハクサンボク、キバナウツギ
オミナエシ	コキンレイカ (ハクサンオミナエシ)、シマキンレイカ、キンレイカ
マツムシソウ	マツムシソウ、ソナレマツムシソウ
キキョウ	フクシマシヤジン、ヒメシヤジン、イワギキョウ、ヤマホタルブクロ、ツルギキョウ、サワギキョウ、タニギキョウ、キキョウ、エンシユウハグマ、タカネヤハズハハコ (タカネウスユキソウ)、ミヤマオトコヨモギ、タテヤマギク、サガミギク、キントキシロヨメナ、サワシロギク、ハコネギク (ミヤマコンギク)、カニコウモリ、イズカニコウモリ、イソギク、モリアザミ、ホソエノアザミ、ハマアザミ、ハコネアザミ、ジアザミ、アズマギク、ハコネヒヨドリ、ミズギク (オゼミズギクを含む)、タカネニガナ、ウスユキソウ、マルバダケブキ、オタカラコウ、ハンカイソウ、カイトカラコウ、コウシユウヒゴタイ、ミヤコアザミ、キントキヒゴタイ、ヒメヒゴタイ、カイトウヒレン、ヤハズトウヒレン、セイトカトウヒレン (トウヒレン)、ヤハズヒゴタイ (ミヤマヒゴタイ)、タカネヒゴタイ、キクアザミ、コウリンカ、サワオグルマ、ミヤマアキノキリンソウ (コガネギク、キリガミネアキノキリンソウを含む)、キツネタンボク
ユリ	ネバリノギラン、ソクシラン、イズアサツキ、ツバメオモト、スズラン、カタクリ、カイコバイモ、キバナノアマナ、シヨウジョウウバカマ、キスゲ (ユウスゲ)、ハマカンゾウ、イワギボウシ、ハチジョウウギボウシ、アマギイワギボウシ、ヤマユリ、サクユリ、ササユリ、コオニユリ、スカシユリ、クルマユリ、ホンバノアマナ、ノシラン、クルマバツクバネソウ、ワニグチソウ、ヤマトユキギク (オオバユキギク)、チャボゼキシヨウ (ハコネハナゼキシヨウ)、エンレイソウ、ミヤマエンレイソウ (シロバナエンレイソウ)、アマナ、ヒロハノアマナ
ビヤクブ	ナベワリ
ヒガンバナ	ハマオモト (ハマユウ)
ヤマノイモ	イズドコロ
アヤメ	カキツバタ
ヒナノシヤクジョウ	ヒナノシヤクジョウ
イグサ	イトイ、タカネスズメノヒユ (ミヤマスズメノヒユ)
イネ	ミヤマヌカボ、タカネコウボウ、シマノガリヤス (キリシマノガリヤス)、タカネウシノケグサ、ミサヤマチャヒキ、フオーリーガーヤ (ミヤマチャヒキ)
サトイモ	シマテンナンシヨウ、ハチジョウウテンナンシヨウ、シコクヒロハテンナンシヨウ、ユキモチソウ、ハウチワテンナンシヨウ、ミツバテンナンシヨウ、ナガバナムシグサ、スルガテンナンシヨウ、カミヤマテンナンシヨウ
カヤツリグサ	カヤツリスゲ、シマタヌキラン、ハチジョウウカンスゲ、コハリスゲ、ヒトモトススキ

科名	種名 (ミズゴケ科の植物にあつては、属名)
ラン	<p>ナゴラン、ミスズラン、シラン、マメヅタラン (マメラン)、ムギラン、エビネ、ニオイエビネ (オオキリシマエビネ)、ナツエビネ、キソエビネ、サルメンエビネ、ホテイラン、ギンラン、キンラン、ササバギンラン、アオチドリ、サイハイラン、シュンラン (ホクロ)、ナギラン、マヤラン (サガミラン)、コアツモリ、クマガイソウ、アツモリソウ、キバナノアツモリソウ、イチヨウラン、セッコク、サワラン (アサヒラン)、コイチヨウラン、ハコネラン、アオスズラン (エジスズラン)、カキラン、オサラン、オキノヤガラ、ナヨテマ、ヒメテンマ、アケボノシユスラン、ハチジョウシユスラン、ツリシユスラン、ヒメミヤマウズラ、シユスラン、ノビネチドリ、テガタチドリ (チドリソウ)、ミヤマモジズリ、フジチドリ、オオミズトンボ (サワトンボ)、サギソウ、ミズトンボ、ムカゴソウ、ムヨウラン、ギボウシラン、シマササラン、セイタカスズムシ、ジガバチソウ、クモキリソウ、スズムシソウ、コクラン、フタバラン (コフタバラン)、アオフタバラン、ミヤマフタバラン、タカネフタバラン、ホザキイチヨウラン、ニラバラン、アリドオシラン、フウラン、ヒメムヨウラン、サカネラン、ヨウラクラン、ヒナチドリ、カモメラン (カモメソウ)、オノエラン、ウチヨウラン、コケイラン、ガンゼキラン、タカネトンボ、ジンバイソウ、ミズチドリ、ツレサギソウ、ヤマサギソウ、ハチジョウチドリ、マイサギソウ、オオバノトンボソウ、コバノトンボソウ、ハチジョウツレサギ、キソチドリ、オオヤマサギソウ、オオバナオオヤマサギソウ (フガクオオヤマサギソウ)、ミヤマチドリ (ニッコウチドリ)、ホソバノキノチドリ、トキソウ、ヤマトキソウ、カシノキラン、ペニカヤラン (マツラン)、カヤラン、クモラン、ヒトツボクロ、イイヌママカゴ、トンボソウ、ハクウンラン、キバナノシヨウキラン、シヨウキラン</p>

(イ) 普通地域

普通地域の区域は、次のとおりである。

(表 1 1 : 普通地域表)

県名	区 域	面積 (ha)
静岡県	<p>沼津市</p> <p>大字井田、字上条、字神田、字低り山、字熊崎、字郷戸、字酔木、字下条、字中島、字仲浦、字浜田及び字浜田の全部並びに字池端、字柴山、字下り山、字田向、字萩原及び字宮後の一部</p> <p>大字戸田、字御浜の全部並びに字牛ヶ洞、字鬼川、字外沢海、字沢海、字日向及び字柳ヶ窪の各一部</p>	74
	<p>伊東市</p> <p>大字赤沢、字下入谷及び字下草崎の全部並びに字浮山、字小浦及び字下大峯の各一部</p> <p>大字川奈、字磯道、字一本松、字ウバコ坂、字大小浦、字大島、字奥水無田、字コウドウ、字小浦坂、字下小ヶ久保、字センジャ窪、字殿山道上、字梨木洞、字西鬼ヶ窪、字林ノ上、字東鬼ヶ窪、字水無田及び字山道の全部並びに字石神、字市草、字上小坂、字小浦台、字古久保、字コガイトウ、字下小坂、字出口、字殿山道下、字長門洞、字中ミヨ、字東小路、字瓢箪洞、字ヒラット、字前瓢箪洞、字宮小路及び字向沢の各一部</p> <p>大字玖須美、字元和田、字逆川、字長ミヨ及び字左城星の各一部</p> <p>大字十足、字東田、字前畑及び字横木の全部並びに字新山、字御日神山、字瀬戸、字堀切及び字水口山の各一部</p> <p>大字富戸、字芦田原、字磯道、字イリヤ、字岩下、字クズレ、字郷土上道、字丁場、字西、字萩原、字原、字払の上、字東、字ヒラセ、字的場、字宮の上及び字横払の全部並びに字大沢、字大平、字大洞、字街道下、字川奈道、字黒草、字先原、字沢向、字三野原、字根原、字花生場、字深久保、字堀田、字堀田久保及び字丸尾の各一部</p> <p>大字八幡野、字エビン、字小面、字小峯久保、字紺の尻、字坂の上、字瀬戸畑、字峠、字仲畑、字東町、字松の木畑、字向町及び字横林の全部並びに字上道、字下夕畑、字瀬戸山、字西の洞、字西畑、字萩ヶ久保及び字萩ヶ久保上の各一部</p> <p>大字吉田、字阿原、字上ノ川、字北川、字伝馬場、字同毛畑、字中丸、字西川、字登り、字保代、字丸塚、字向及び字柳畑の全部並びに字一本松、字塩置場、字シヨフデ、字樋洞、字樋洞入、字長畑、字長畑道上、字保代山、字丸池及び字向山の各一部</p>	710

県名	区 域	面積 (ha)
静岡県	<p>下田市 大字柿崎、字上野山、字腰越、字小西久保、字高磯、字高浜、字寺ノ上、字浜条、字庇湯、字間戸浜、字宮ノ背及び字吉野上の全部並びに字大坪、字柑子久保、字嵯峨、字坂ノ段、字沢田、字白山、字外浦、字胤山、字田代、字梨ノ木、字西久保、字浜田、字白和山、字本作、字本作山、字間戸山、字向山及び字矢合の各一部</p> <p>大字吉佐美、字入田、字釜脇、字釜鑄岳、字喜背谷、字地保根、字清石山、字竹ヶ浦、字多々戸、字長石、字名古山、字比良平、字広畑、字前磯及び字宮井戸の各一部</p> <p>大字白浜、字一色、字梶浦、字釜ノ上、字小根浜、字チイキノ、字砥川、字長田及び字三穂ヶ崎の各一部</p> <p>大字須崎、字池ノ段、字大ヶ久保、字尾竹山、字越頼、字川上、字小白浜、字坂口、字坂条、字下条、字社ノ上、字高浜、字高山、字東龍庵及び字西越の各一部</p> <p>大字田牛、字垣内の全部並びに字上条、字奥之入、字海後原、字金草原、字三太山、字タタラ山、字坪ノ内、字長谷、字番匠瀉、字平谷及び向山の各一部</p>	176
	<p>伊豆市 大字小土肥、字石会、字大川端、字北の宮、字黒根、字中瀬、字中泓、字浜及び字宮の前の全部並びに字磯辺、字清水、字温湯、字南及び字矢戸の一部</p> <p>大字八木沢、字尾羽根、字小池、字小池新田、字小池浜、字尾袋、字出口、字西ノ浜、字浜田、字広田、字横上及び論田の全部並びに字間洞、字赤坂、字井原、字上野、字大西、字掛田、字砂田、字中大浦、字西田、字西洞、字古川、字洞山、字松原、字三石口、字巻、字向畑、字祐銭洞及び字横船の各一部</p>	88
	<p>賀茂郡東伊豆町 大字片瀬、字上流田、字小久保、字三之口、字外浜田、字中ノ瀬、字流田、字西之川、字浜田、字原田、字澍之頭、字渕ノ川、字松合、字宮ノ前、字藪合及び字山下の全部並びに字赤道、字新井川、字磯山、字大沢、字小磯、字小井戸、字水伸前、字竹ノ平、字用畑及び字横平山の各一部</p> <p>大字白田、字馬場、字欄下、字宮内、字宮下及び字向川原の全部並びに字大久保、字クルチツ、字塩竈、字下宮後、字竹下、字中宮後、字長谷川、字本林、字前河内、字宮後及び字矢崎の各一部</p> <p>大字奈良本、字赤坂、字赤松、字熱川、字石荒田、字一本松、字大久保、字上小田原、字川洞、字小橋、字下松葉、字濁川、字浜田の全部並びに字磯辺、字温泉ノ上、字釜屋敷、字小栖坂、字下町、字下小田原、字高磯、字田ノ尻、字トドキ、字中平、字浜山、字松葉、字山岸及び字六本松の各一部</p>	144

県名	区 域	面積 (ha)
静岡県	<p>賀茂郡河津町 大字縄地、字穴口の一部</p> <p>大字浜、字菖蒲沢山の一部</p> <p>大字見高、字川東、字段間及び字中田尻の全部並びに字上田尻、字川上、字川西、字背戸ノ田、字塔峯及び横道の各一部</p> <p>大字谷津、字黒石、字新町、字鈴原、字平戸、字平戸山及び字館之内の各一部</p>	35
	<p>賀茂郡南伊豆町 大字伊浜、字中島の一部</p> <p>大字入間、字窪條、字小城、字里、字里條、字島條、字成畑、字的場條、字休石及び字和久良の全部並びに字庵ノ上、字大池、字大平、字上神田、字神卷、字小田原、字駒ヶ谷、字駒ヶ山、字指向、字沢ノ上、字下神田、字白岩、字谷ノ上、字狸瀬、字銚子、字長窪、字長登、字西浜田、字浜田、字浜ノ上、字平戸、字宝録、字前田、字宮ノ上、字宮ノ前、字矢崎及び字若宮の各一部</p> <p>大字石廊崎、字刈田、字伊波本、字伊波本側、字大谷、字大谷間、字敷地、字敷地山、字鍋浦、字鍋浦山、字登立、字平上、字本瀬及び字本瀬入の各一部</p> <p>大字大瀬、字前浜及び字御堂山の全部並びに字カモヤ、字口谷、字コロケ、字施行地、字高見、字高見山、字立野、字谷、字タホウ、字峠、字流田及び字向山の各一部</p> <p>大字加納、字東通、字向田及び字八重ヶ瀬の全部並びに字朝倉口、字神内、字古山、字権現、字鬮谷戸、字洞山、字前ノ原、字三久保、字森ノ前、字森山及び字矢熊の一部</p> <p>大字上賀茂、字笹原及び字笹原平の一部</p> <p>大字子浦、字上ノ山、字真子浦及び字和久良の全部並びに字伊鈴浜、字岡道、字上河原、字神田、字坪井、字中浜、字浜田及び字宮ノ谷の各一部</p> <p>大字下流、字源田山、字中村小路及び字無双ヶ谷の全部並びに字天神山、字中ノ田及び字本南の各一部</p> <p>大字下賀茂、字休石の全部並びに字朝倉、字九條、字寺井前、字寺谷戸、字遠見、字原、字日詰及び字谷戸洞の各一部</p> <p>大字手石、字海老穴、字小稲坂下、字小稲里條及び字横瀬の各一部</p> <p>大字湊、字大原條、字汐入及び字前川の全部並びに字池田、字上条、字三本松及び字二本松の各一部</p> <p>大字妻良、字宇正住及び字東條の全部並びに字風早、字西谷、字南谷及び字向井條の各一部</p>	230

県名	区 域	面積 (ha)
	<p>賀茂郡松崎町</p> <p>大字石部、字前田の全部並びに字アゼ、字上ノ山、字附ノ浦、字黒崎、字小船及び字中附ノ浦の各一部</p> <p>大字岩地、字古浦浜、字西之田、字船付浜及び字前浜の全部並びに字郷戸、字古浦浜上、字清水、字荻沢、字広田、字広田上及び峯ノ段の各一部</p> <p>大字雲見、字入谷、字仲田及び字向田の全部並びに字上ノ山、字笠松山、字金沢、字雲見嶽、字スミヨシ、字長ヶ磯、字八敏所及び字藪ラ磯の各一部</p> <p>大字道部、字横道及び字横道上の各一部</p>	41
	<p>賀茂郡西伊豆町</p> <p>大字田子、字井之窪、字入谷、字姥ヶ崎、字太田、字大城坊、字峠下、字仲田、字長玉、字浜田、字向山及び山崎の全部並びに字合ノ浦、字上ノ山、字上野山、字奥ノ沢、字兼山、字岩殿山、字狐石、字小峯、字三反畑、字地頭田、字城ヶ平、字高畑、字中谷、字半部、字東合之浦、字東姥浦、字東地頭田、字平床、字仏沢、字弁天山、字南地頭田、字南山、字美濃田、字狸久保及び字横道の各一部</p> <p>大字仁科、字安城、字安城山及び字高山の全部並びに字清水沢の一部</p> <p>大字安良里、字足山、字磯渡、字猪山、字浦上、字浦水、字坂本、字堂ヶ瀬、字向坂及び字八木の各一部</p>	90
	合 計	1,588

(ウ) 指定湖沼

汚排水の排出の規制に係る湖沼を次のとおりとする。

(表 1 4 : 指定湖沼表)

名称	位置	地域地区	湖沼の概要	面積(ha)
八丁池	静岡県伊豆市内	特別保護地区	伊豆天城山稜線上に位置し、周辺はブナを主体とする原生林の他、アマギササの被覆にイヌツゲ、アセビ、トウゴクミツバツツジ等が混生しており、湖畔の湿地には、カキツバタが自生している。 また、特徴的な動物相としてモリアオガエルが生息している。	2

ウ 面積内訳

地域地区別土地所有別及び市町村別面積は次のとおりとなる。

(表 15 : 地域地区別土地所有別面積総括表)

(単位：面積ha、比率%)

地域区分		特 別 地 域												普 通 地 域			合 計			海城公園 地区	普通地域 (海域)	合 計 (海域)		
		特 別 保 護 区			第 1 種			第 2 種			第 3 種													
土地所有別		国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私					
合 計	土地所有別面積	180	0	4	190	20	1,177	2,130	1,143	5,843	3,840	1,917	4,404	63	56	1,472	6,403	3,136	12,900					
	地種区分別 (比率)				1,387 (6.2)			9,116 (40.6)			10,161 (45.3)													
	地域地区別 (比率)	184 (0.8)												20,664 (92.1)										
	地 域 別 (比率)													20,848 (92.9)			1,591 (7.1)			22,439 (100)				

(表 1 6 : 地域地区別市町村別面積総括表)

(単位 : ha)

地域地区		特別地域					普通地域 (陸域)	合計 (陸域)	海域公園地区	普通地域 (海域)	合計 (海域)
		特 保	第 1 種	第 2 種	第 3 種	小 計					
市町村名											
静岡県	沼津市			1,136	1,170	2,306	74	2,380			
	熱海市			110	541	651		651			
	伊東市		123	1,083	3,630	4,836	710	5,546			
	下田市			817		817	176	993			
	伊豆市	89	47	1,367	3,275	4,778	88	4,866			
	伊豆の国市				551	551		551			
	賀茂郡	東伊豆町	95	64	804	85	1,048	144	1,192		
		河津町			493	340	833	35	868		
		南伊豆町		865	1,287		2,152	231	2,383		
		松崎町		218	286		504	42	546		
		西伊豆町		70	754	569	1,393	91	1,484		
田方郡	函南町			979		979		979			
合	計	184	1,387	9,116	10,161	20,848	1,591	22,439			

3. 事業計画

(1) 施設計画

ア 利用施設計画

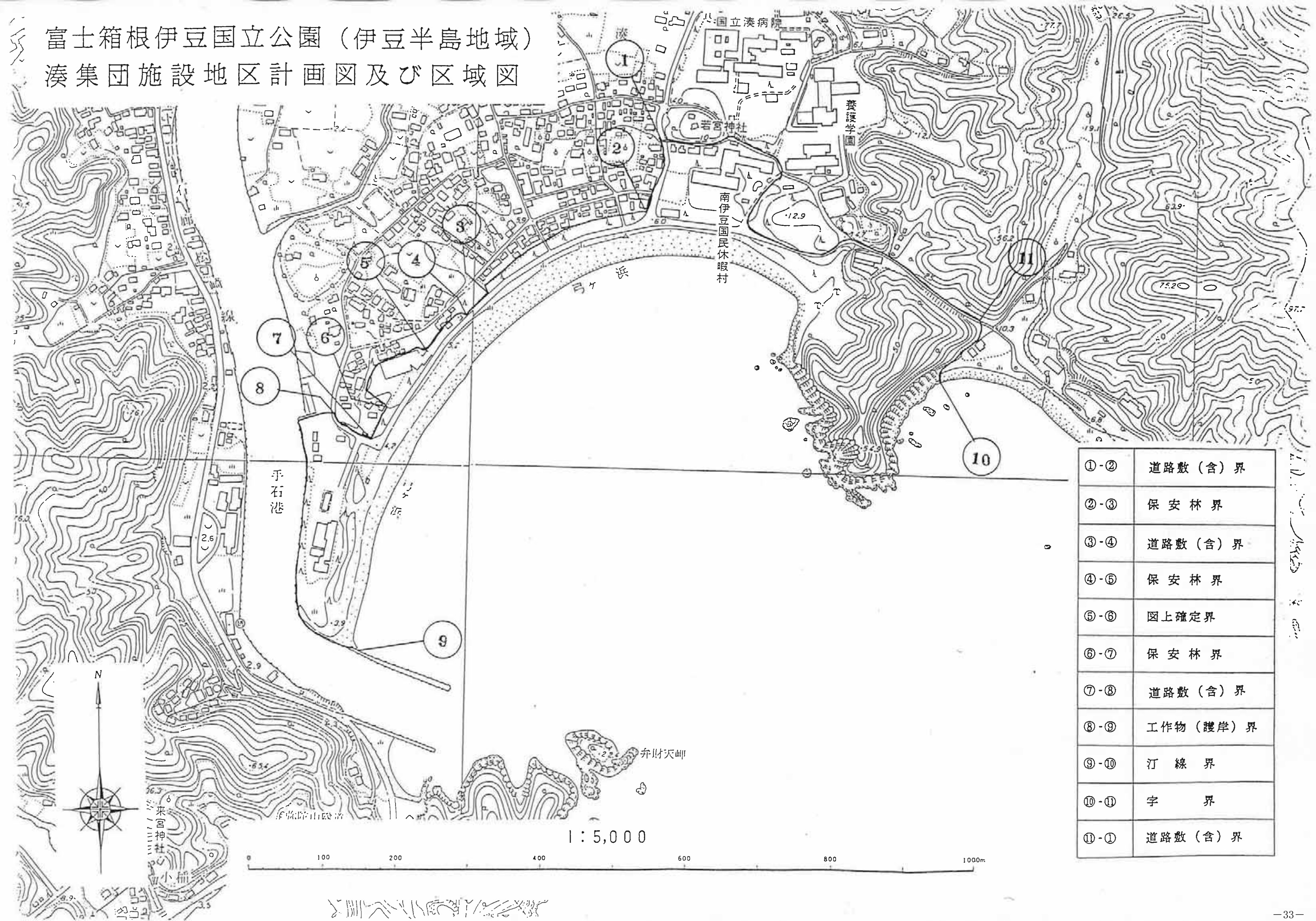
(ア) 集団施設地区

集団施設地区を次のとおりとする。

(表17：集団施設地区表)

番号	名称	区域	計画目標	整備計画区 及び基盤施設	整備方針	面積 (ha)		
						国	公	私
1	湊	静岡県賀茂郡南伊豆町大字湊の一部	<p>当地区は、伊豆半島の南端近くに位置し、気候は年間を通じて温暖で、太平洋に面した延長約1kmの弓ヶ浜を中心とする带状の地域である。</p> <p>本地区の背後には小さな集落があるものの周辺にはシイ、カシ等の広葉樹林が広がっている。</p> <p>この恵まれた環境を活かし、伊豆半島南部の自然探勝や海水浴等の海の自然とのふれあいの場とするとともに、主に国民休暇村として快適な宿泊拠点となるよう施設を計画するものとする。</p>	湊整備計画区	長期滞在型の保養温泉基地として宿泊施設、展望施設及び休憩所等の整備を図るとともに、海の自然とのふれあいを促進するために、弓ヶ浜を海水浴場として整備を図る。	14.5		
				道路（車道）				
				道路（歩道）				
				排水施設				
				面積計				
						14.5		

富士箱根伊豆国立公園（伊豆半島地域）
湊集團施設地区計画面及び区域図



①-②	道路敷(含)界
②-③	保安林界
③-④	道路敷(含)界
④-⑤	保安林界
⑤-⑥	図上確定界
⑥-⑦	保安林界
⑦-⑧	道路敷(含)界
⑧-⑨	工作物(護岸)界
⑨-⑩	汀線界
⑩-⑪	字界
⑪-①	道路敷(含)界

(イ) 単独施設
 単独施設を次のとおりとする。
 (表18：単独施設表)

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
1	園地	静岡県沼津市(淡島)	内浦湾の展望園地として整備する。	昭58.9.10 告示
2	宿舎	静岡県沼津市(淡島)	海浜利用の基地としての機能も有する宿泊施設として整備する。	昭58.9.10 告示
3	園地	静岡県沼津市(発端丈山)	内浦湾の展望及びハイキング休養園地として整備する。	昭58.9.10 告示
4	宿舎	静岡県沼津市(木負)	海浜利用の基地としての機能も有する宿泊施設として整備する。	昭58.9.10 告示
5	園地	静岡県沼津市(大瀬崎)	海水浴利用を考慮した展望及び休養園地として整備する。	昭58.9.10 告示
6	宿舎	静岡県沼津市(大瀬崎)	海浜利用の基地としての機能も有する宿泊施設として整備する。	昭58.9.10 告示
8	園地	静岡県熱海市及び田方郡函南町(熱海峠)	ドライブ、ハイキング利用の休憩地、展望地として整備する。	昭58.9.10 告示
9	園地	静岡県熱海市及び田方郡函南町(滝知山)	ドライブ、ハイキング利用の休憩地、展望地として整備する。	昭58.9.10 告示
10	園地	静岡県熱海市及び田方郡函南町(玄岳)	ドライブ、ハイキング利用の休憩地、展望地として整備する。	昭58.9.10 告示
11	園地	静岡県熱海市(鹿ヶ谷)	ハイキング、温泉宿泊客の散策のための園地として整備する。	昭58.9.10 告示
12	園地	静岡県伊東市及び伊豆の国市(亀石峠)	ドライブ、ハイキング利用の休憩地、展望地として整備する。	昭58.9.10 告示

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
14	宿舎	静岡県伊東市(川奈)	既設宿舎の改良等を主体として整備充実させる。	昭58.9.10 告示
15	園地	静岡県伊東市(一碧湖)	主としてピクニック休養園地として整備する。	昭58.9.10 告示
16	宿舎	静岡県伊東市(一碧湖)	既設宿舎の改良等を主体として整備充実させる。	昭58.9.10 告示
17	船遊場	静岡県伊東市(一碧湖)	小型舟艇を対象とした舟遊場として整備する。	昭58.9.10 告示
18	園地	静岡県伊東市(富戸)	ドライブ、ハイキング利用の休憩園地、展望地として整備する。	昭58.9.10 告示
19	園地	静岡県伊東市(大室山)	小型火山群の展望及びピクニック園地として整備する。	昭58.9.10 告示
20	宿舎	静岡県伊東市(大室山)	大室高原利用の基地として整備する。	昭58.9.10 告示
21	園地	静岡県伊東市(浮山)	海岸線の展望及び休養園地として整備する。	昭58.9.10 告示
22	園地	静岡県下田市及び賀茂郡河津町(本根崎)	海岸線の展望園地として整備する。	昭58.9.10 告示
23	園地	静岡県下田市(白浜)	海水浴利用を考慮した休養園地として整備する。	昭58.9.10 告示
24	宿舎	静岡県下田市(白浜)	既設宿舎の改良等を主体として整備充実させる。	昭58.9.10 告示
25	園地	静岡県下田市(三穂ヶ崎)	ドライブ、ハイキング利用の休憩園地として整備する。	昭58.9.10 告示
27	宿舎	静岡県下田市(外浦)	既設宿舎の改良等を主体として整備充実させる。	昭58.9.10 告示
28	園地	静岡県下田市(寝姿山)	下田港の展望及びハイキング園地として整備する。	昭58.9.10 告示
29	宿舎	静岡県下田市(下田)	既設宿舎の改良等を主体として整備充実させる。	昭58.9.10 告示
30	園地	静岡県下田市(須崎)	海岸線の展望及び自然探勝のための園地として整備する。	昭58.9.10 告示

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
3 1	園地	静岡県下田市（爪木崎）	海岸線の展望及び自然探勝のための園地として整備する。	昭58.9.10 告示
3 2	水族館	静岡県下田市（和歌の浦）	既設水族館の整備充実を図る。	昭58.9.10 告示
3 4	宿舎	静岡県下田市（吉佐美）	既設宿舎の改良等を主体として整備充実させる。	昭58.9.10 告示
3 5	野営場	静岡県下田市（吉佐美）	グループキャンプ、臨海学校にも使える野営場として整備する。	昭58.9.10 告示
3 6	園地	静岡県下田市（田牛）	海岸地形及びハマユウ観賞のための園地として整備する。	昭58.9.10 告示
3 7	宿舎	静岡県賀茂郡東伊豆町（大川）	既設宿舎の改良等を主体として整備充実させる。	昭58.9.10 告示
3 8	園地	静岡県賀茂郡東伊豆町（北川）	ドライブ利用の休憩園地として整備する。	昭58.9.10 告示
3 9	宿舎	静岡県賀茂郡東伊豆町（北川）	既設宿舎の改良等を主体として整備充実させる。	昭58.9.10 告示
4 0	宿舎	静岡県賀茂郡東伊豆町（熱川）	既設宿舎の改良等を主体として整備充実させる。	昭58.9.10 告示
4 1	宿舎	静岡県賀茂郡東伊豆町（片瀬）	既設宿舎の改良等を主体として整備充実させる。	昭58.9.10 告示
4 2	園地	静岡県賀茂郡東伊豆町（黒根崎）	海岸線の展望園地として整備する。	昭58.9.10 告示
4 3	宿舎	静岡県賀茂郡東伊豆町（稲取）	既設宿舎の改良等を主体として整備充実させる。	昭58.9.10 告示
4 4	園地	静岡県賀茂郡河津町及び伊豆市（寒天）	ハイキング、休憩及び野鳥の生態観察のための園地として整備する。	昭58.9.10 告示
4 5	駐車場	静岡県賀茂郡河津町（寒天）	寒天線車道の終点部の駐車場として整備する。	昭58.9.10 告示
4 6	園地	静岡県賀茂郡河津町（二階滝）	ハイキング及び休憩のための園地として整備する。	昭58.9.10 告示

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
47	園地	静岡県賀茂郡河津町(宗太郎)	ハイキング及び休憩のための園地として整備する。	昭58.9.10 告示
48	園地	静岡県賀茂郡河津町(大滝)	ハイキング及び休憩のための園地として整備する。	昭58.9.10 告示
49	宿舎	静岡県賀茂郡河津町(大滝)	既設宿舎の改良等を主体として整備充実させる。	昭58.9.10 告示
50	園地	静岡県賀茂郡河津町及び伊豆市(旧天城峠)	ハイキング利用の休憩園地として整備する。	昭58.9.10 告示
51	宿舎	静岡県賀茂郡河津町(今井浜)	既設宿舎の改良等を主体として整備充実させる。	昭58.9.10 告示
52	宿舎	静岡県賀茂郡河津町(菖蒲沢)	海浜利用の基地として宿泊施設を整備する。	平2.2.27 告示
53	園地	静岡県賀茂郡河津町(菖蒲沢)	ドライブ利用の休憩園地として整備する。	昭58.9.10 告示
54	園地	静岡県賀茂郡南伊豆町(波勝崎)	海岸地形の観賞と野猿の観察のための園地として整備する。	昭58.9.10 告示
55	園地	静岡県賀茂郡南伊豆町(子浦)	ドライブ利用と海水浴利用を考慮した休憩園地として整備する。	昭58.9.10 告示
56	園地	静岡県賀茂郡南伊豆町(妻良)	海岸線の展望及びドライブ利用の休憩園地として整備する。	昭58.9.10 告示
57	野営場	静岡県賀茂郡南伊豆町(妻良)	グループキャンプ、臨海学校にも使える野営場として整備する。	昭58.9.10 告示
58	宿舎	静岡県賀茂郡南伊豆町(下賀茂)	既設宿舎の改良等を主体として整備充実させる。	昭58.9.10 告示
59	園地	静岡県賀茂郡南伊豆町(千畳敷)	ハイキング及び海岸地形の観賞園地として整備する。	昭58.9.10 告示
60	園地	静岡県賀茂郡南伊豆町(石廊崎)	ハイキング及び海岸地形の観賞園地として整備する。	昭58.9.10 告示

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
6 1	宿舎	静岡県賀茂郡南伊豆町(石廊崎)	既設宿舎の改良等を主体として整備充実させる。	昭58.9.10 告示
6 2	園地	静岡県賀茂郡南伊豆町(池ノ原)	海岸線の展望及びドライブ利用の休憩園地として整備する。	昭58.9.10 告示
6 3	園地	静岡県賀茂郡松崎町(江奈)	海岸線の展望園地として整備する。	昭58.9.10 告示
6 4	園地	静岡県賀茂郡松崎町(岩地)	海岸線の展望及び海水浴利用を考慮した休憩園地として整備する。	昭58.9.10 告示
6 5	園地	静岡県賀茂郡松崎町(雲見)	海岸線の展望及びハイキング利用の休憩園地として整備する。	昭58.9.10 告示
6 6	園地	静岡県賀茂郡西伊豆町(浮島)	海岸線の展望及び散策のための園地として整備する。	昭58.9.10 告示
6 7	宿舎	静岡県賀茂郡西伊豆町(浮島)	海浜利用の基地としての機能を有する宿泊施設として整備する。	昭58.9.10 告示
6 8	園地	静岡県賀茂郡西伊豆町(堂ヶ島)	特異な海岸線の観賞及び海水浴利用を考慮した園地として整備する。	昭58.9.10 告示
6 9	宿舎	静岡県賀茂郡西伊豆町(堂ヶ島)	既設宿舎の改良等を主体として整備充実させる。	昭58.9.10 告示
7 1	園地	静岡県賀茂郡西伊豆町及び伊豆市(仁科峠)	ドライブ、ハイキング利用の休憩地、展望地として整備する。	昭58.9.10 告示
7 2	園地	静岡県賀茂郡西伊豆町(深田)	主としてピクニック休養園地として整備する。	昭58.9.10 告示
7 3	野営場	静岡県賀茂郡西伊豆町(深田)	家族、小グループを対象とした野営場として整備する。	昭58.9.10 告示
7 4	園地	静岡県賀茂郡西伊豆町(黄金崎)	海岸線の展望及び休憩園地として整備する。	平2.2.27 告示
7 5	園地	静岡県賀茂郡賀西伊豆町(今山)	海岸線の展望及びハイキング利用の休憩園地として整備する。	平2.2.27 告示

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
7 7	野 営 場	静岡県伊豆市 (達磨山山麓)	周辺のハイキングの基地として、また、夏季キャンプ利用のための野営場として整備する。	昭58.9.10 告示
7 8	園 地	静岡県伊豆市及び沼津市 (戸田峠)	ドライブ、ハイキング利用の休憩地、展望地として整備する。	昭58.9.10 告示
8 2	園 地	静岡県伊豆市 (船原峠)	ドライブ、ハイキング利用の休憩地、展望地として整備する。	昭58.9.10 告示
8 3	宿 舎	静岡県伊豆市 (土肥)	既設宿舎の改良等を主体として整備充実させる。	昭58.9.10 告示
8 4	宿 舎	静岡県伊豆市 (八木沢)	既設宿舎の改良等を主体として整備充実させる。	昭58.9.10 告示
8 5	園 地	静岡県田方郡函南町 (十国峠)	ドライブ、ハイキング利用の休憩地、展望地として整備する。	昭58.9.10 告示
8 6	園 地	静岡県伊豆市 (巢雲山)	ドライブ、ハイキング利用の休憩地、展望地として整備する。	昭58.9.10 告示
8 7	園 地	静岡県伊豆市 (湯ヶ島)	温泉宿泊客の散策のための園地として整備する。	昭58.9.10 告示
8 8	宿 舎	静岡県伊豆市 (湯ヶ島)	既設宿舎の改良等を主体として整備充実させる。	昭58.9.10 告示
9 1	園 地	静岡県伊豆市 (浄連の滝)	浄連の滝の展望地、ドライブ利用の休憩地として整備する。	昭58.9.10 告示
9 3	園 地	静岡県伊豆市 (滑沢)	ハイキング利用の休憩地として整備する。	昭58.9.10 告示
9 4	博物展示施設	静岡県伊豆市 (滑沢)	八丁池方面へのハイキング、休憩及び伊豆の自然、森林、林業等に関する知識の普及に役立たせるための博物展示施設として整備する。	昭58.9.10 告示
9 5	園 地	静岡県伊豆市 (八丁池)	周辺のハイキング、天城縦走登山利用の基地として整備する。	昭58.9.10 告示

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
97	園地	静岡県伊豆市（太郎杉）	溪流沿いの自然探勝、ハイキング利用の休憩地として整備する。	昭58.9.10 告示
98	野営場	静岡県伊豆市（大川端）	周辺のハイキングの基地として、また、夏季キャンプ利用のための野営場として整備する。	昭58.9.10 告示
99	園地	静岡県伊豆市（新天城峠）	ドライブ、ハイキング利用の休憩地として整備する。	昭58.9.10 告示
100	園地	静岡県伊豆市（富士見台）	熱海峠富士見台線自動車運送施設（伊豆スカイライン）及び伊東遠笠山線車道の合流点の休憩地として整備する。	昭58.9.10 告示
103	ゴルフ場	静岡県伊豆市（遠笠山南西麓）	現状を維持する程度にとどめる。	昭58.9.10 告示
104	園地	静岡県田方郡函南町（湯河原峠）	箱根峠熱海峠線及び湯本箱根峠線の分岐点であり、その利用者のための園地として整備する。	平2.2.27 告示
105	園地	静岡県田方郡函南町（函南原生林）	函南原生林探勝者のための園地として整備する。	平2.2.27 告示
106	植物園	静岡県伊東市（梅木平）	公園利用者のための植物園施設を整備する。	平2.2.27 告示
107	運動場	静岡県伊東市（上野）	公園利用者のためのテニスコート等の運動施設を整備する。	平2.2.27 告示
108	園地	静岡県伊東市（城ヶ崎）	海岸線の展望及び散策のための園地として整備する。	平2.2.27 告示
109	博物館展示施設	静岡県伊東市（日蓮崎）	海岸及び海中の自然観察の拠点として整備する。	平2.2.27 告示
110	園地	静岡県伊東市（橋立）	海岸の探勝及びハイキング利用の拠点として整備する。	平2.2.27 告示
111	園地	静岡県下田市（盤）	海岸線の展望及びハイキング利用の休憩園地として整備する。	平2.2.27 告示

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
112	宿舎	静岡県賀茂郡南伊豆町(手石)	湊集团施設地区を補完する宿泊施設として整備する。	平2.2.27 告示
113	宿舎	静岡県賀茂郡南伊豆町(池ノ原)	海岸探勝の基地として宿泊施設を整備する。	平2.2.27 告示
114	園地	静岡県賀茂郡西伊豆町(田子)	海岸線の展望及び海水浴利用の休憩園地として整備する。	平2.2.27 告示
115	宿舎	静岡県賀茂郡西伊豆町(安良里)	海浜利用の基地として宿泊施設を整備する。	平2.2.27 告示
116	宿舎	静岡県賀茂郡西伊豆町(深田)	海浜利用の基地として宿泊施設を整備する。	平2.2.27 告示
117	舟遊場	静岡県沼津市(西浦)	海洋利用の基地として係留施設を整備する。	平2.2.27 告示
118	宿舎	静岡県沼津市(久料)	海浜利用の基地として宿泊施設を整備する。	平2.2.27 告示
119	舟遊場	静岡県沼津市(木負)	海洋利用の基地として係留施設を整備する。	平2.2.27 告示
120	博物展示施設	静岡県伊東市(城ヶ崎)	城ヶ崎地区の自然科学及び人文科学等の情報の拠点として整備する。	平8.4.18 告示
121	宿舎	静岡県伊東市(城ヶ崎海岸)	城ヶ崎海岸の自然とふれあうため、周囲の自然と調和した宿泊拠点として整備する。	平8.4.18 告示
122	博物展示施設	静岡県下田市(須崎)	須崎地区の植物に関する情報の拠点として休憩機能も備えた施設を整備する。	平8.4.18 告示
123	野営場	静岡県賀茂郡南伊豆町(入間)	海水浴利用等のための野営場として整備する。	平8.4.18 告示
124	園地	静岡県賀茂郡南伊豆町(大瀬)	磯遊びや釣り客等の休憩の場として整備する。	平8.4.18 告示
125	野営場	静岡県賀茂郡松崎町(雲見)	駿河湾の良好な景観を活かした野営場として整備する。	平8.4.18 告示

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
126	博物館	静岡県賀茂郡西伊豆町(堂ヶ島)	堂ヶ島周辺の自然と歴史に関する情報の拠点として休憩機能も備えた施設を整備する。	平8.4.18 告示
127	園地	静岡県伊豆市(恋人岬)	駿河湾の展望及び休憩の場として整備する。	平8.4.18 告示
128	宿舎	静岡県伊豆市(小下田)	駿河湾の展望の基地として宿舎施設を整備する。	平27.〇.〇告示

(ウ) 道路
 a 車道
 車道を次のとおりとする。
 (表19: 道路(車道)表)

番号	路線名	区間	主要経路地	整備方針	告示年月日
1	汐吹川奈吉田線	起点-静岡県伊東市(汐吹崎・国立公園境界) 終点-静岡県伊東市(吉田大ニトバ・車道合流点) 終点-静岡県伊東市(川奈殿山・車道合流点)	汐吹崎	小室山周回道路として整備する。	昭58.9.10告示
2	伊豆半島周回線	起点-静岡県伊東市(久須美・国立公園境界) 終点-静岡県賀茂郡東伊豆町(大川・国立公園境界) 起点-静岡県賀茂郡東伊豆町(大川・国立公園境界) 終点-静岡県賀茂郡東伊豆町(稲取・国立公園境界) 起点-静岡県賀茂郡東伊豆町(稲取・国立公園境界) 終点-静岡県賀茂郡河津町(浜・国立公園境界) 起点-静岡県賀茂郡河津町(谷津・国立公園境界) 終点-静岡県下田市(武ヶ浜・国立公園境界) 起点-静岡県下田市(鍋田・国立公園境界) 終点-静岡県下田市(吉佐美・国立公園境界) 起点-静岡県賀茂郡南伊豆町(日野・国立公園境界) 終点-静岡県賀茂郡南伊豆町(入間・国立公園境界) 起点-静岡県賀茂郡南伊豆町(妻良・国立公園境界) 終点-静岡県賀茂郡南伊豆町(子浦・国立公園境界) 起点-静岡県賀茂郡南伊豆町(子浦・国立公園境界) 終点-静岡県賀茂郡南伊豆町(伊浜・国立公園境界) 起点-静岡県賀茂郡松崎町(雲見・国立公園境界) 終点-静岡県賀茂郡松崎町(道部・国立公園境界) 起点-静岡県賀茂郡松崎町(江奈・国立公園境界) 終点-静岡県賀茂郡西伊豆町(大浜・国立公園境界) 起点-静岡県賀茂郡西伊豆町(沢田・国立公園境界) 終点-静岡県賀茂郡西伊豆町(田子・国立公園境界) 起点-静岡県賀茂郡西伊豆町(大田子・国立公園境界) 終点-静岡県賀茂郡西伊豆町(安良里・国立公園境界) 起点-静岡県賀茂郡西伊豆町(安良里・国立公園境界) 終点-静岡県賀茂郡西伊豆町(安良里・国立公園境界) 起点-静岡県賀茂郡西伊豆町(宇久須・国立公園境界) 終点-静岡県伊豆市(土肥・国立公園境界) 起点-静岡県伊豆市(土肥・国立公園境界) 終点-静岡県沼津市(戸田・国立公園境界) 起点-静岡県沼津市(鬼川・国立公園境界) 終点-静岡県沼津市(弁天島・国立公園境界)	富戸、八幡野、熱川、今井浜、白浜、多々戸、湊、石廊崎、岩地、堂ヶ島、八木沢、舟山、戸田	伊豆半島を周回する幹線利用道路として整備する。	昭58.9.10告示
3	一碧湖線	起点-静岡県伊東市(吉田長畑・車道分岐点) 終点-静岡県伊東市(池柏戸・車道合流点) 終点-静岡県伊東市(吉田梅木平・車道合流点)	一碧湖	一碧湖探勝道路及び大室山園地への到達道路として整備する。	昭58.9.10告示
4	伊東遠笠山線	起点-静岡県伊東市(富戸・車道分岐点) 終点-静岡県伊豆市(遠笠山北方・国立公園境界) 起点-静岡県伊豆市(遠笠山西方・国立公園境界) 終点-静岡県伊豆市(遠笠山南西方)	大室山、富士見台	伊東温泉と天城高原遠笠山一帯を連絡する車道として整備する。 伊豆半島周回線車道から分岐する。	昭58.9.10告示
5	下田公園線	起点-静岡県下田市(鵜島・国立公園境界) 終点-静岡県下田市(坂下・国立公園境界)		下田公園を周回する道路として整備する。	昭58.9.10告示
6	寒天線	起点-静岡県賀茂郡河津町(二階滝・車道分岐点) 終点-静岡県賀茂郡河津町(寒天)		天城峠線車道から分岐し八丁池麓の寒天へ到達する車道として整備する。	昭58.9.10告示
7	波勝崎線	起点-静岡県賀茂郡南伊豆町(伊浜・国立公園境界) 終点-静岡県賀茂郡南伊豆町(波勝崎)	伊浜	波勝崎園地への到達道路として整備する。	昭58.9.10告示
8	黄金崎線	起点-静岡県賀茂郡西伊豆町(宇久須) 終点-静岡県賀茂郡西伊豆町(黄金崎)		黄金崎園地への到達道路として整備する。	昭58.9.10告示

番号	路線名	区間	主要経路地	整備方針	告示年月日
9	古宇戸田峠線	起点－静岡県沼津市（古宇・車道分岐点） 終点－静岡県伊豆市（戸田峠・車道合流点）	戸田峠、真城山	沼津市街から戸田峠方面への到達道路として整備する。 伊豆半島周回線車道から分岐する。	昭58.9.10告示
10	修善寺達磨山線	起点－静岡県伊豆市（神戸沢・国立公園境界） 終点－静岡県伊豆市及び戸田村（戸田峠・車道合流点）		伊豆市から戸田峠方面への到達車道として整備する。 古宇戸田峠線車道に合流する。	昭58.9.10告示
11	箱根峠熱海峠線	起点－静岡県田方郡函南町（箱根峠・車道分岐点） 終点－静岡県熱海市及び田方郡函南町（熱海峠）	十国峠	箱根地域から伊豆半島への到達車道として整備する。 湯本箱根峠車道より分岐する。	昭58.9.10告示
12	天城峠線	起点－静岡県伊豆市（湯ヶ島・国立公園境界） 終点－静岡県賀茂郡河津町（梨本・国立公園境界）	七滝	伊豆市から天城峠を経て河津町へ抜ける車道として整備する。	昭58.9.10告示
13	発端丈山線	起点－静岡県沼津市（三津・国立公園境界） 終点－静岡県沼津市（重須・国立公園境界） 起点－静岡県伊豆市（達磨山東方・国立公園境界） 終点－静岡県伊豆市（達磨山東方・車道合流点） 起点－静岡県沼津市（足保・国立公園境界） 終点－静岡県沼津市（足保・車道合流点）	発端丈山山麓	発端丈山山麓を通り、既設の修善寺達磨山線及び古宇戸田峠線に到達する車道として整備する。	平2.2.27告示
14	西天城高原線	起点－静岡県伊豆市（戸田峠・車道分岐点） 終点－静岡県伊豆市（戸田峠南東方・国立公園境界） 起点－静岡県伊豆市（達磨山北方・国立公園境界） 終点－静岡県伊豆市（風早峠・車道合流点）	達磨山、船原峠	戸田峠から西伊豆山稜部を縦走し、風早峠へ到る車道として整備する。	平2.2.27告示

b 歩道
歩道を次のとおりとする。
(表20：道路(歩道)表)

番号	路線名	区間	主要経路地	整備方針	告示年月日
1	発端丈山線	起点－静岡県沼津市(三津) 終点－静岡県沼津市(重須・国立公園境界)	発端丈山	発端丈山へのハイキングコースとして整備する。	昭58.9.10告示
3	日蓮崎線	起点－静岡県伊東市(富戸) 終点－静岡県伊東市(赤沢)	日蓮崎、城ヶ崎	城ヶ崎海岸から赤沢へ至る海岸部の自然探勝歩道として整備する。	平2.2.27告示
4	須崎線	起点－静岡県下田市(外浦) 終点－静岡県下田市(柿崎)	須崎	須崎半島を周回する自然探勝歩道として整備する。	昭58.9.10告示
5	下田湊線	起点－静岡県下田市(鍋田) 終点－静岡県賀茂郡南伊豆町(湊)	狼煙崎、田牛	下田から湊集団施設地区へ至る自然探勝ハイキングコースとして整備する。	昭58.9.10告示
6	稲取外浦線	起点－静岡県賀茂郡東伊豆町(稲取・国立公園境界) 終点－静岡県賀茂郡河津町(浜・国立公園境界) 起点－静岡県賀茂郡河津町(谷津・国立公園境界) 終点－静岡県下田市(外浦)	今井浜、白浜	稲取から外浦へ至る自然探勝ハイキングコースとして整備する。	昭58.9.10告示
7	寒天八丁池線	起点－静岡県賀茂郡河津町(寒天) 終点－静岡県賀茂郡河津町及び伊豆市(寒天北方・歩道合流点)		寒天駐車場から八丁池方向へ到達する歩道として整備する。 伊豆山稜線歩道へ合流する。	昭58.9.10告示
8	道部石廊崎線	起点－静岡県賀茂郡松崎町(道部) 終点－静岡県賀茂郡南伊豆町(伊浜) 起点－静岡県賀茂郡南伊豆町(落居) 終点－静岡県賀茂郡南伊豆町(子浦) 起点－静岡県賀茂郡南伊豆町(妻良) 終点－静岡県賀茂郡南伊豆町(石廊崎)	波勝崎、妻良	松崎から石廊崎へ至る自然探勝ハイキングコースとして整備する。	昭58.9.10告示
9	修善寺真城山線	起点－静岡県伊豆市(修善寺・国立公園境界) 終点－静岡県沼津市(真城)		伊豆市から真城山方向へ到達する歩道として整備する。	昭58.9.10告示
10	土肥大瀬崎線	起点－静岡県伊豆市(土肥・国立公園境界) 終点－静岡県沼津市(戸田・国立公園境界) 起点－静岡県沼津市(鬼川・国立公園境界) 終点－静岡県沼津市(大瀬崎)	戸田、井田	土肥から大瀬崎へ至る自然探勝ハイキングコースとして整備する。	昭58.9.10告示
11	土肥堂ヶ島線	起点－静岡県伊豆市(土肥・国立公園境界) 終点－静岡県賀茂郡西伊豆町(宇久須・国立公園境界) 起点－静岡県賀茂郡西伊豆町(安良里・国立公園境界) 終点－静岡県賀茂郡西伊豆町(安良里・国立公園境界) 起点－静岡県賀茂郡西伊豆町(安良里・国立公園境界) 終点－静岡県賀茂郡西伊豆町(田子・国立公園境界) 起点－静岡県賀茂郡西伊豆町(田子・国立公園境界) 終点－静岡県賀茂郡西伊豆町(沢田・国立公園境界)	八木沢、今山、堂ヶ島	土肥港から堂ヶ島へ至る自然探勝ハイキングコースとして整備する。	昭58.9.10告示
12	伊豆半島山稜線	起点－静岡県田方郡函南町(箱根峠) 終点－静岡県伊豆市及び沼津市(戸田峠)	十国峠、熱海峠、玄岳、柏峠、 冷川峠、天城連峰、仁科峠、 船原峠、達磨山	伊豆半島地域の山稜部を連絡する歩道として整備する。	昭58.9.10告示
13	太郎杉線	起点－静岡県伊豆市(滑沢・歩道分岐点) 終点－静岡県伊豆市(太郎杉)		滑沢溪谷沿いの自然探勝路として整備する。	昭58.9.10告示
14	水生池八丁池線	起点－静岡県伊豆市(水生池・歩道分岐点) 終点－静岡県伊豆市(八丁池・歩道合流点)		湯ヶ島七滝線歩道から分岐して八丁池へ到達する自然探勝路として整備する。 伊豆半島山稜線歩道へ合流する。	昭58.9.10告示
15	湯ヶ島七滝線	起点－静岡県伊豆市(湯ヶ島) 終点－静岡県賀茂郡河津町(宗太郎・国立公園境界) 起点－静岡県賀茂郡河津町(宗太郎・国立公園境界) 終点－静岡県賀茂郡河津町(梨本)	浄連滝、新天城峠、七滝	伊豆市から天城峠を経て河津町へ至る自然探勝、ハイキングコースとして整備する。	昭58.9.10告示

番号	路線名	区間	主要経路地	整備方針	告示年月日
16	万三郎岳線	起点－静岡県伊豆市（万二郎岳登山口・歩道分岐点） 終点－静岡県伊豆市（万三郎岳・歩道合流点）		伊豆半島天城山系万三郎岳の自然探勝路として整備する。伊豆半島山稜線歩道へ合流する。	平17.4.14告示

(エ) 運輸施設
運輸施設を次のとおりとする。
(表21：運輸施設)

番号	路線名	種類	位置又は区間	主要経路地	整備方針	告示年月日
1		索道運送施設	静岡県沼津市（淡島）		淡島への到達路線として整備する。	昭58.9.10告示
2		係留施設	静岡県沼津市（大瀬崎）		海上からの到達施設として整備する。	昭58.9.10告示
3	熱海峠富士見台線	一般自動車道	起点－静岡県熱海市及び田方郡函南町（熱海峠） 終点－静岡県伊豆市（沢口・国立公園境界） 起点－静岡県伊豆市（岩山・国立公園境界） 終点－静岡県伊豆市（富士見台・車道合流点）	玄岳、山伏峠	熱海峠から伊豆山稜部を縦走する自動車道として整備する。	昭58.9.10告示
5		索道運送施設	静岡県伊東市（大室山）		大室山への到達路線として整備する。	昭58.9.10告示
6		索道運送施設	静岡県下田市（寝姿山）		寝姿山への到達路線として整備する。	昭58.9.10告示
7		係留施設	静岡県賀茂郡南伊豆町（波勝崎）		海上からの到達施設及び海上からの探勝のための施設として整備する。	昭58.9.10告示
8		係留施設	静岡県賀茂郡南伊豆町（石廊崎）		海上からの到達施設及び海上からの探勝のための施設として整備する。	昭58.9.10告示
9	堂ヶ島線	船舶運送施設	起点－静岡県賀茂郡西伊豆町（堂ヶ島） 終点－静岡県賀茂郡南伊豆町（波勝崎） 終点－静岡県賀茂郡西伊豆町（堂ヶ島）		堂ヶ島周辺及び波勝崎へ至る海上からの探勝のための施設として整備する。	昭58.9.10告示
10		係留施設	静岡県伊豆市（土肥）		海上からの到達施設として整備する。	昭58.9.10告示

番号	路線名	種類	位置又は区間	主要経路地	整備方針	告示年月日
1 1		鋼索鉄道 運送施設	静岡県田方郡函南町及び熱海市（十国峠）		十国峠への到達路線として整備する。	昭58.9.10告示

4 参考事項

(1) 過去の経緯 (伊豆半島地域)

ア 公園区域

昭和30年	3月15日	区域指定 (富士箱根国立公園の区域へ編入され富士箱根伊豆国立公園と名称変更) 特別地域、特別保護地区の指定 集団施設地区、単独施設、道路等の計画決定
昭和56年	6月20日	山稜部の再検討 新天城峠から八丁池を結ぶの区域の拡張 (特別地域の一部実態に合わせた地種区分の変更)
昭和58年	9月10日	全域について再検討 区域の一部拡張、削除及び特別地域の一部拡張、削除
平成 2年	2月27日	公園区域及び公園計画の一部変更 (第一次点検)
平成 8年	4月18日	公園区域及び公園計画の一部変更 (第二次点検)
平成17年	1月14日	公園区域及び公園計画の一部変更 (第三次点検)

イ 規制計画

昭和30年	3月15日	特別地域及び特別保護地区の指定
昭和56年	6月20日	山稜部の再検討 (特別地域の一部地種区分の変更)
昭和58年	9月10日	全域について再検討
平成 2年	2月27日	第1回点検
平成 8年	4月18日	第2回点検
平成17年	1月14日	第3回点検

ウ 事業計画

昭和30年	3月15日	集団施設地区ほか利用施設計画決定
昭和56年	6月20日	山稜部の再検討
昭和58年	9月10日	全域について再検討
平成 2年	2月27日	第1回点検
平成 8年	4月18日	第2回点検
平成17年	1月14日	第3回点検

